

水稲共済には 3つの加入方式があります

青色申告の方は
収入保険へのご加入もご検討ください！
詳しくはNOSAIまで。

① 全相殺方式

ご自身の収穫量が自然災害等により平年と比べて1割を超えて減少した場合に共済金が支払われます。

最高で平年的な収穫量の9割まで補償されます。

乾燥調製を委託した事業者の出荷資料やご自身が記帳した帳簿(税申告の元帳)の収穫量を提出いただき、ご自身のデータで損害を査定します。

② 半相殺方式

ご自身の収穫量が自然災害等により平年と比べて2割を超えて減少した場合に共済金が支払われます。

最高で平年的な収穫量の8割まで補償されます。

被害ほ場ごとの収穫量を申告していただき現地評価により損害を査定します。

③ 地域インデックス方式

地域の収穫量が自然災害等により平年と比べて1割を超えて減少した場合に共済金が支払われます。

最高で平年的な収穫量の9割まで補償されます。

農林水産統計の市町ごとのデータで損害を査定します。
※ご自身の収穫量が減少しても共済金が支払われない場合があります。

どんな加入方式？

一筆
半損特約
どの方式にも
付加できます！

一筆半損特約は、部分的な被害にも対応する特約です。

各方式の支払算定で共済金の受け取り対象とならない場合であっても、ほ場ごとの収穫量が半分以上減収したときに共済金を受け取ることができる特約です。ほ場ごとに基準収穫量の2割を受け取ることができます。
※耕作筆が1筆の方は付加できません。

掛金と補償は？

作付面積10aあたり

掛金約**411円**で**90,000円**
の共済金額となります(全損の場合)。

作付面積10aあたり

掛金約**366円**で**80,000円**
の共済金額となります(全損の場合)。

作付面積10aあたり

掛金約**250円**で**90,000円**
の共済金額となります(全損の場合)。

※市町によって掛金は異なります。

注)基準単収500kg、共済金額200円/kgで試算しています。選択した方式の中でも、ご自身の経営状況に合わせて、補償水準や共済掛金を調整できます。
また、農林水産省が提供する「共通申請サービス」を利用することで、事務費(賦課金)の割引が適用されます。

全相殺方式

9割補償の支払い例

引受面積:30a 基準収穫量:3耕地とも500kg
1kg当たり共済金額:200円 実収穫量:1,100kg

各耕地の収穫量



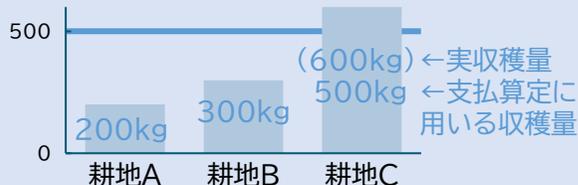
- ①農家ごとの引受収量{基準収穫量×補償割合}
1,350kg=1,500kg×90%
- ②共済減収量{引受収量－実収穫量}
250kg=1,350kg－1,100kg
- ③支払共済金{共済減収量×1kg当たり共済金額}
50,000円=250kg×200円

半相殺方式

8割補償の支払い例

引受面積:30a 基準収穫量:3耕地とも500kg
1kg当たり共済金額:200円 実収穫量:1,100kg

各耕地の収穫量



- ①農家ごとの引受収量{基準収穫量×補償割合}
1,200kg=1,500kg×80%
- ②共済減収量{引受収量－支払算定に用いる収穫量}
200kg=1,200kg－1,000kg
- ③支払共済金{共済減収量×1kg当たり共済金額}
40,000円=200kg×200円

地域インデックス方式

9割補償の支払い例

農林水産統計データから算出した過去5年間の平均単収が500kgで、当年産の同データが400kgの場合
引受面積:30a 基準収穫量:1,500kg
1kg当たり共済金額:200円
統計による収穫量:1,200kg

農林水産統計の市町ごとデータ

市町	過去平均	当年産
A市	500kg	400kg
B市	500kg	500kg

←A市の場合

- ①農家ごとの引受収量{基準収穫量×補償割合}
1,350kg=1,500kg×90%
- ②共済減収量{引受収量－統計による収穫量}
150kg=1,350kg－1,200kg
- ③支払共済金{共済減収量×1kg当たり共済金額}
30,000円=150kg×200円

一筆半損特約の支払い例

半相殺方式に8割補償で加入し、10aのほ場を3筆耕作する場合

基準収穫量

耕地A	耕地B	耕地C
500kg	500kg	500kg

耕地A・B・Cの基準収穫量の合計=1,500kg

補償される収量は
1,500kgの8割=1,200kg

耕地Cの収穫量が半分以上減収した場合

一筆半損特約なしの場合

耕地A	耕地B	耕地C
500kg	500kg	250kg

収穫見込量=1,250kg

補償される1,200kg以上の収穫量があったため
支払対象外

一筆半損特約ありの場合

耕地A	耕地B	耕地C
500kg	500kg	250kg

耕地Cの基準収穫量500kgの2割=100kg

100kg×200円=20,000円の
共済金をお支払い

- ・翌年2月末
(米の乾燥調製データによる加入者)
- ・翌年5月末
(税務書類による加入者)

12月末

翌年5月末